

## 公益財団法人新潟県スキー連盟 表彰規程

### (目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人 新潟県スキー連盟（以下「この法人」という。）の事業遂行又はスキー界に貢献した個人並びに団体を顕彰することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

### (表彰等の種類)

第 2 条 表彰等の種類は次のとおりとする。

- (1) 表彰状
- (2) 感謝状

### (選定基準)

第 3 条 この規程により、表彰等をするものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 2 この法人の役員として、多年（原則 10 年以上）にわたり在職し、顕著な功績が認められる者。
- 3 この法人の会員及び非会員でスキーの健全な普及発展のために特に功績のあった者。
- 4 オリンピック並びにスキー世界選手権大会等の国際大会に日本代表として出場し、入賞した者。
- 5 全日本スキー選手権大会、国民体育大会冬季大会等、全国大会に出場し、優勝した者及びこれに準ずる者。
- 6 その他、理事会で特に表彰等が認められる者及び団体。

### (選考と手続き)

第 4 条 加盟団体は、当該団体又はその会員が、本規程第 3 条に定める基準に該当するときは、別に定める様式（第 1 号様式）により、地区協議会長を経由し、この法人の会長あて推せんするものとする。

- 2 特別な事情がある場合は、地区協議会長が独自に推せんすることができる。
- 3 表彰者等は、理事会において決定する。

### (表彰の機会)

第 5 条 表彰は、新潟県スキー選手権大会又は本法人の評議員会等の席上で行う。

### (雑 則)

第 6 条 この規程で定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

### (規程の改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### 附 則

この規程は、公益財団法人新潟県スキー連盟の設立の登記の日（平成 25 年 8 月 30 日）から施行する。